

# 高知県公報

発 行  
高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

条 例	ページ
◎職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県税条例の一部を改正する条例	11
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県森林環境保全基金条例の一部を改正する条例	12
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12
◎公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	18
◎警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	19

## 公布された条例のあらまし

### ◆職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第84号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成19年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の額の改定等を行うこととした。

#### 2 主要な内容

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,500円（現行6,000円）に引き上げること。（第10条第3項関係）

イ 初任給を中心とした若年層の給料月額を改定すること。（別表第1から別表第4まで関係）

##### (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）

第2号任期付研究員に適用する給料表の初号を改定すること。（第5条第2項関係）

#### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成19年4月1日から適用することとした。

### ◆知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第85号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、本県の危機的な財政状況を考慮し、知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。

#### 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成19年12月7日から適用することとした。

### ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第86号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として設けた県民税の均等割の税率の特例について、その適用期限を5年延長することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第87号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、知事の権限に属する事務のうち、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務を協議の調った市町が処理することができるよう必要な改正を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県森林環境保全基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第88号）

## 1 条例改正の目的

この条例は、水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むために設置された高知県森林環境保全基金に、その目的のために寄附された寄附金の額を積み立てることができるよう必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第89号)

## 1 条例改正の目的

この条例は、県営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全及び平穏を確保するため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を県営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)に入居させないよう必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 入居者の資格として、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員でないことを追加すること。(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第4号及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第5条ただし書)
- (2) 同居の承認及び入居の承継の承認の要件として、新たに同居しようとする者及び引き続き居住しようとする者が暴力団員でないこととすること。(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第27条ただし書及び第28条ただし書並びに高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条ただし書及び第26条ただし書)
- (3) 入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅等の明渡しを請求することができることとし、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入居の決定を受けた者等について適用すること。(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第1項第6号及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第49条第1項第6号並びに附則第2項及び第8項)
- (4) 知事は、入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員であるかどうかについて警察本部長の意見を聴くことができるとともに、警察本部長は、入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に入居している者(同居している者を含む。)が暴力団員であるかどうかについて知事に意見を述べることができること。(改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第77条及び第78条並びに改正後の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第51条及び第52条)
- (5) 施行日前からの入居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅等の明渡しを勧告すること。(附則第3項及び第9項)
- (6) 施行日前からの入居者が暴力団員と同居していることが判明したときは、当該暴力団員を退去させることを勧告すること。(附則第4項及び第10項)
- (7) (5)又は(6)の勧告に従わないときは、県営住宅等の明渡しを請求することができること。(附則第5項及び第11項)
- (8) (5)から(7)までにかかわらず、施行日前からの入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明し、加えて他の者の安全が著しく害されるおそれがある

り、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、県営住宅等の明渡しを請求することができること。(附則第6項及び第12項)

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第90号)

## 1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成19年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の額の改定をするとともに、県教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立及び市町村の組合立の小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の公立学校職員に支給される住居手当及び通勤手当に係る事務を各市町村が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,500円(現行6,000円)に引き上げること。(第13条第3項)
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、県教育委員会の権限に属する住居手当及び通勤手当の支給等に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって教育委員会規則で定めるものを各市町村が処理することとすること。(第27条の4)
- (3) 初任給を中心とした若年層の給料月額を改定すること。(別表第1及び別表第2)

## 3 施行期日等

この条例中2の(1)及び(3)は公布の日から、2の(2)は平成20年4月1日から施行し、2の(1)及び(3)は、平成19年4月1日から適用することとした。

## ◆高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第91号)

## 1 条例改正の目的

この条例は、高等学校の生徒の多様な学習ニーズに応ずるため、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得することができる併修制度に関し、県立高等学校の定時制の課程及び通信制の課程において履修するものに全日制の課程において履修するものを加えることとし、併せてその受講料の額を定めることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## ◆警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第92号)

## 1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成19年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の額の改定をすることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,500円(現行6,000円)に引き上げること。(第10条第3項)
- (2) 初任給を中心とした若年層の給料月額を改定すること。(別表第1)

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成19年4月1日から適用することとした。

-----  
条 例  
-----

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第84号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第10条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第11条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

別表第1の表中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000

152,500	210,700	250,600		154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600		155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600		157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600		158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600		160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500		161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400		164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300		166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200		169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200		172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100		173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000		175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900		177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800		178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700		180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600		182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500		184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	を	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100		187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000		188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900		190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600		191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400		192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200		194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000		195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900		196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600		198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300		199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000		200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700		202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400		203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100		204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800		205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300		207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900		208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500		209,300	268,200	314,500

に改

208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

める。  
別表第2の表中

1級	2級
給料月額	給料月額
円	円
202,200	263,500
204,400	266,600
206,600	269,700
208,800	272,800
210,900	275,900
213,100	278,800
215,300	281,700
217,500	284,600
219,800	287,600
222,200	290,600
224,600	293,600
227,000	296,600

1級	2級
給料月額	給料月額
円	円
204,600	265,400
206,800	268,500
209,000	271,600
211,200	274,700
213,300	277,800
215,500	280,600
217,700	283,400
219,900	286,100
222,200	288,900
224,600	291,800
227,000	294,700
229,400	297,600

229,300	299,600	231,700	300,400
231,700	302,400	234,100	303,000
234,100	305,200	236,500	305,600
236,500	308,000	238,900	308,200
238,700	310,700	241,100	310,700
241,800	313,500	244,200	313,500
244,900	316,300	247,300	316,300
248,000	319,100	250,400	319,100
251,100	321,700	253,500	321,700
254,200	324,500	256,600	324,500
257,300	327,300	259,700	327,300
260,400	330,100	262,800	330,100
263,400	332,700	265,800	332,700
266,500	335,200	268,800	335,200
269,600	337,700	271,800	337,700
272,700	340,200	274,800	340,200
275,800	342,600	277,800	342,600
278,600	344,800	280,500	344,800
281,400	347,000	283,200	347,000
284,200	349,200	285,900	349,200
287,100	351,500	288,700	351,500
290,100	353,800	291,600	353,800
293,100	356,100	294,500	356,100
296,100	358,400	297,400	358,400
299,100	360,500	300,300	360,500
301,500	362,600	302,600	362,600
303,900	364,700	304,900	364,700
306,300	366,800	307,200	366,800
308,600	368,800	309,400	368,800
310,000	370,700	310,600	370,700
311,400	372,600	311,800	372,600
312,800	374,500	313,000	374,500

を

に改める。  
別表第3の表中

1級	2級
----	----

1級	2級
----	----

給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
円	円		円	円
134,100	183,000		135,700	185,100
135,200	185,400		136,800	187,500
136,300	187,800		138,000	189,900
137,400	190,200		139,100	192,300
138,500	192,700		140,200	194,800
139,800	195,000		141,500	197,100
141,100	197,300		142,800	199,400
142,400	199,600		144,100	201,700
143,500	201,700		145,200	203,800
145,100	204,000		146,900	206,100
146,700	206,300		148,500	208,400
148,300	208,600		150,100	210,700
149,800	210,800		151,600	212,900
151,700	213,200		153,500	215,300
153,600	215,600		155,400	217,700
155,500	218,000		157,400	220,100
157,300	220,300		159,200	222,400
159,400	223,200		161,300	225,300
161,500	226,100		163,500	228,200
163,600	229,000		165,600	231,100
165,800	231,700		167,800	233,800
168,100	234,500		170,200	236,600
170,400	237,300		172,500	239,400
172,700	240,100		174,800	242,200
174,800	243,000		176,900	245,100
176,900	245,800		179,000	247,800
179,000	248,600		181,100	250,500
181,100	251,400		183,200	253,200
183,100	254,300		185,200	256,000
184,900	256,800		187,000	258,400
186,700	259,300		188,800	260,800
188,500	261,800		190,600	263,200
190,300	264,100		192,400	265,400
192,200	266,700		194,300	267,900

を

194,100	269,300		196,200	270,400
196,000	271,900		198,100	272,900
197,700	274,300		199,800	275,200
199,600	276,300		201,700	277,100
201,500	278,300		203,600	279,000
203,400	280,300		205,500	280,900
205,400	282,100		207,500	282,600
207,300	283,500		209,400	283,900
209,200	284,900		211,300	285,200
211,100	286,300		213,200	286,500
213,000	287,500		215,100	287,500
215,000	288,800		217,100	288,800
217,000	290,100		219,100	290,100
219,000	291,400		221,100	291,400
220,800	292,800		222,900	292,800
222,900	294,100		224,900	294,100
225,000	295,400		226,900	295,400
227,100	296,700		228,900	296,700
229,000	297,900		230,700	297,900
231,100	299,200		232,700	299,200
233,200	300,500		234,700	300,500
235,300	301,800		236,700	301,800
237,300	302,900		238,600	302,900
238,900	304,100		240,100	304,100
240,500	305,300		241,600	305,300
242,100	306,500		243,100	306,500
243,600	307,600		244,500	307,600
245,100	308,700		245,900	308,700
246,600	309,800		247,300	309,800
248,100	310,900		248,700	310,900
249,700	312,100		250,200	312,100
251,200	313,200		251,600	313,200
252,700	314,300		253,000	314,300
254,200	315,400		254,400	315,400

に改める。  
別表第4の1の表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000
295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600
266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300
312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900

339,800	411,000
342,200	413,100

に改め、同表の2の表中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100

184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600



を  
「

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900

190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000
197,500	236,800	273,700	305,700
198,800	238,400	275,400	307,400
200,100	240,000	277,100	309,100
201,400	241,600	278,800	310,800
202,600	243,100	280,500	312,600
203,800	244,600	282,200	314,300
205,000	246,100	283,900	316,000
206,200	247,600	285,600	317,700
207,500	249,000	287,300	319,200
208,600	250,600	289,000	320,800
209,700	252,200	290,700	322,400
210,800	253,800	292,400	324,000
211,900	255,400	293,900	325,500
212,900	256,800	295,500	326,800
213,900	258,200	297,100	328,100
214,900	259,600	298,700	329,400
215,900	260,900	300,100	330,500
216,900	262,300	301,600	331,600
217,900	263,700	303,100	332,700
218,900	265,100	304,600	333,800
219,900	266,300	306,200	334,700
220,800	267,600	307,600	335,700
221,700	268,900	309,000	336,700
222,600	270,200	310,400	337,700
223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

に改め、同表の3の表中

1 級	2 級	3 級	4 級
-----	-----	-----	-----



給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000

205,900	234,400	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800
225,400	254,400	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800
232,600	262,400	306,700	334,300
234,000	264,000	308,100	335,700
235,400	265,600	309,500	337,100
236,800	267,200	310,900	338,500
238,300	268,800	312,300	339,700
239,700	270,400	313,700	341,100
241,100	272,000	315,100	342,500
242,500	273,600	316,500	343,900
243,900	275,200	317,700	345,100
245,300	276,700	319,000	346,400
246,700	278,200	320,300	347,700
248,100	279,700	321,600	349,000
249,400	281,300	322,900	350,200
250,900	282,800	324,200	351,400
252,400	284,300	325,500	352,600
253,900	285,800	326,800	353,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000
196,500	222,300	263,900	290,400
197,800	224,000	265,500	292,200
199,100	225,700	267,100	294,000
200,400	227,400	268,700	295,800
201,600	229,200	270,300	297,400
202,900	230,700	271,900	299,100
204,200	232,200	273,500	300,800
205,500	233,700	275,100	302,500

206,800	235,200	276,700	304,000
208,100	236,600	278,200	305,600
209,400	238,000	279,700	307,200
210,700	239,400	281,200	308,800
212,100	240,700	282,800	310,400
213,500	242,000	284,300	312,000
214,900	243,300	285,800	313,600
216,300	244,600	287,300	315,200
217,500	245,800	288,900	316,800
218,900	247,100	290,500	318,300
220,300	248,400	292,100	319,800
221,700	249,700	293,700	321,300
223,100	251,000	295,100	322,800
224,600	252,400	296,600	324,300
226,100	253,800	298,100	325,800
227,600	255,200	299,600	327,300
228,900	256,600	301,000	328,600
230,300	258,100	302,400	330,000
231,700	259,500	303,800	331,400
233,100	260,900	305,200	332,800
234,400	262,400	306,700	334,300
235,700	264,000	308,100	335,700
237,000	265,600	309,500	337,100
238,300	267,200	310,900	338,500
239,700	268,800	312,300	339,700
241,000	270,400	313,700	341,100
242,300	272,000	315,100	342,500
243,600	273,600	316,500	343,900
244,900	275,200	317,700	345,100
246,200	276,700	319,000	346,400
247,500	278,200	320,300	347,700
248,800	279,700	321,600	349,000
250,000	281,300	322,900	350,200
251,300	282,800	324,200	351,400
252,700	284,300	325,500	352,600
254,100	285,800	326,800	353,800

に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第2条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第10条第3項、第11条第3項及び別表第1から別表第4までの規定並びに第2条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(附則第4項において「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例又は第2条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第85号**

**知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成

16年高知県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(知事あっては、平成19年12月6日)」を削る。

附則第3項中「平成19年12月6日」を「平成20年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の規定は、平成19年12月7日から適用する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第86号**

**高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

付則第33条第1項中「平成19年度」を「平成24年度」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第87号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表25の項を次のように改める。

25 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務	
ア 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理	安芸市、宿毛市、土佐町
イ 法第5条第2項の規定に基づくアの届出に係る計画についての勧告	安芸市、宿毛市、土佐町
ウ 法第5条第4項ただし書の規定によるアの届出に係る認定の通知	安芸市、宿毛市、土佐町
エ 法第7条第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査に係る指定検査機関からの報告の受理	安芸市、宿毛市、土佐町
オ 法第7条の2の規定に基づく浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言、勧告並びに命令	安芸市、宿毛市、土佐町
カ 法第10条の2の規定による報告書の受理	安芸市、宿毛市、土佐町
キ 法第11条第2項において準用する法第7条第2項の規定による浄化槽の定期検査に係る指定検査機関からの報告の受理	安芸市、宿毛市、土佐町

ク 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理	安芸市、宿毛市、土佐町
ケ 法第12条の規定に基づく浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等	安芸市、宿毛市、土佐町
コ 法第12条の2の規定に基づく浄化槽の定期検査についての指導及び助言、勧告並びに命令	安芸市、宿毛市、土佐町
サ 法第53条第1項の規定に基づく同項第1号、第4号及び第5号に掲げる者からの報告の徴収	安芸市、宿毛市、土佐町
シ 法第53条第1項の規定に基づく同項第3号に掲げる者からの報告の徴収	安芸市、宿毛市
ス 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係る立入検査等	安芸市、宿毛市、土佐町
セ 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第3号に掲げる者に係る立入検査等	安芸市、宿毛市

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表25の項の左欄に掲げる事務に係る浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては同表25の項の右欄に掲げる市町(宿毛市及び土佐町に限る。)の長が管理し、及び執行することとなる事務(宿毛市にあっては、同表25の項エ、オ、キ及びコに掲げる事務に限る。)に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。



高知県森林環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第88号

高知県森林環境保全基金条例の一部を改正する条例

高知県森林環境保全基金条例(平成15年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「収納相当額」を「収納相当額及び前条の目的のために寄附された寄附金の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第89号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第79条」を「第81条」に改める。

第6条中「第2号及び第3号」を「第2号から第4号まで」に、「第3号」を「第3号及び第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1号から第3号まで」に改め、同条第2項中「同条第2号及び第3号」を「同条第2号から第4号まで」に改める。

第9条の2第1項中「第7条まで」を「第7条まで(第6条第4号を除く。)」に改める。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、同居させようとする者が暴力団員であるときは、知事の承認を得ることができない。

第28条に次のただし書を加える。

ただし、引き続き当該県営住宅に居住しようとする者が暴力団員でないときに限る。

第42条第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県営住宅の入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。

第42条第4項中「第1項第2号から第5号まで」を「第1項第2号から第6号まで」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第52条第2項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第54条第4号中「第42条第1項第1号から第5号まで」を「第42条第1項第1号から第6号まで」に改める。

第74条の表中「及び第76条第1項」を「、第76条第1項、第77条及び第78条」に改める。

第79条を第81条とし、第78条を第80条とし、第77条を第79条とし、第76条の次に次の2条を加える。

(入居の決定等に係る意見聴取)

第77条 知事は、入居の決定、第27条若しくは第28条(第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認又は第53条の規定による使用の許可をしようとするときは、第6条第4号、第27条ただし書若しくは第28条ただし書(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は第42条第1項第6号(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定に該当する事由の有無に関し警察本部長の意見を聴くことができる。  
(知事への意見)

第78条 警察本部長は、県営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に県営住宅に入居している者(同居している者を含む。)



について、第6条第4号、第27条ただし書、第28条ただし書又は第42条第1項第6号の規定に該当する事由の有無に関し知事に意見を述べるができる。

(高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第2条** 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第54条」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない場合に限る。

第25条に次のただし書を加える。

ただし、同居させようとする者が暴力団員であるときは、知事の承認を得ることができない。

第26条に次のただし書を加える。

ただし、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住しようとする者が暴力団員でないときに限る。

第49条第1項に次の1号を加える。

(6) 特定公共賃貸住宅の入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。

第52条を第54条とし、第51条を第53条とし、第50条の次に次の2条を加える。

(入居の決定等に係る意見聴取)

**第51条** 知事は、入居の決定、第25条若しくは第26条の規定による承認又は第28条の規定による使用の許可をしようとするときは、第5条ただし書、第25条ただし書若しくは第26条ただし書又は第49条第1項第6号の規定に該当する事由の有無に関し警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

**第52条** 警察本部長は、特定公共賃貸住宅に入居しようとする者(現に同居し、同居しようとする者を含む。)又は現に特定公共賃貸住宅に入居している者(同居している者を含む。)について、第5条ただし書、第25条ただし書若しくは第26条ただし書又は第49条第1項第6号の規定に該当する事由の有無に関し知事に意見を述べるができる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新県営住宅条例」という。)第42条第1項第6号(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新県営住宅条例第8条第2項(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定を受けた者(新県営住宅条例第28条(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。)について適用する。
- 施行日前に第1条の規定による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧県営住宅条例」という。)第8条第2項(旧県営住宅条例第52条第2項にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による決定を受けた者(旧県営住宅条例第28条(旧県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。以下同じ。)が新県営住宅条例第42条第1項第6号の規定に該当したとき(次項本文に規定する場合を除く。)は、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを勧告するものとする。ただし、新県営住宅条例第42条第1項(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき当該県営住宅の明渡しを請求するときに除く。

- 施行日前に旧県営住宅条例第8条第2項の規定による決定を受けた者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と同居し、新県営住宅条例第42条第1項第6号の規定に該当したときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同項の規定に基づき当該県営住宅の明渡しを請求するときに除く。
- 知事は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 前3項の規定にかかわらず、施行日前に旧県営住宅条例第8条第2項の規定による決定を受けた者が新県営住宅条例第42条第1項第6号の規定に該当し、他の県営住宅の入居者その他の者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 前2項の規定に基づく県営住宅の明渡しの請求については、新県営住宅条例第42条第2項及び第4項の規定を準用する。  
(高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新特公賃住宅条例」という。)第49条第1項第6号の規定は、施行日以後に新特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者(新特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。)について適用する。
- 施行日前に第2条の規定による改正前の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧特公賃住宅条例」という。)第6条第2項の規定による決定を受けた者(旧特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。以下同じ。)が新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当したとき(次項本文に規定する場合を除く。)は、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを勧告するものとする。ただし、新特公賃住宅条例第49条第1項の規定に基づき当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求するときに除く。
- 施行日前に旧特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者が暴力団員と同居し、新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当したときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同項の規定に基づき当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求するときに除く。
- 知事は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 前3項の規定にかかわらず、施行日前に旧特公賃住宅条例第6条第2項の規定による

決定を受けた者が新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当し、他の者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

13 前2項の規定に基づく特定公共賃貸住宅の明渡しの請求については、新特公賃住宅条例第49条第2項及び第3項の規定を準用する。



公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第90号**

**公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第13条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（」に、「ない場合にあっては）」を「ない場合にあっては、」に改める。

第14条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第27条の3の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

**第27条の4** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、住居手当及び通勤手当の支給等に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって教育委員会規則で定めるものは、各市町村が処理することとする。

別表第1の表中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700

162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900
174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100
184,600	202,500	338,400
187,100	204,300	340,700
188,800	206,200	343,000
190,500	208,100	345,300
192,200	210,000	347,600
193,700	211,700	349,800
195,300	213,700	351,700
196,900	215,700	353,600
198,500	217,700	355,500
200,200	219,600	357,400
201,900	222,300	359,300
203,600	225,000	361,200
205,300	227,700	363,100
206,800	230,500	364,900
208,500	233,400	366,700
210,200	236,300	368,500
211,900	239,200	370,300
213,500	242,000	372,200
215,200	244,900	373,800
216,900	247,800	375,400
218,600	250,700	377,000
220,400	253,600	378,700
222,200	256,300	380,300
224,000	259,000	381,900
225,800	261,700	383,500
227,700	264,400	385,100

を「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400
156,800	175,000	301,500
158,600	177,200	304,600
160,400	179,400	307,700
162,200	181,700	310,700
164,300	184,500	313,600
166,300	187,200	316,500
168,300	189,900	319,400

229,500	267,100	386,700
231,300	269,800	388,300
233,100	272,500	389,900
234,900	275,200	391,400
236,700	277,900	392,900
238,500	280,600	394,400
240,300	283,300	395,900
241,900	285,900	397,500
243,700	288,600	398,900
245,500	291,300	400,300
247,300	294,000	401,700
249,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600
252,200	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400
255,500	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900

170,300	192,800	322,300
172,500	194,500	324,600
174,700	196,200	326,900
176,900	197,900	329,200
179,200	199,700	331,500
181,800	201,400	333,800
184,300	203,100	336,100
186,800	204,800	338,400
189,300	206,600	340,700
191,000	208,500	343,000
192,700	210,400	345,300
194,400	212,300	347,600
195,900	214,000	349,800
197,500	216,000	351,700
199,100	218,000	353,600
200,700	220,000	355,500
202,400	221,900	357,400
204,100	224,600	359,300
205,800	227,300	361,200
207,500	230,000	363,100
209,000	232,800	364,900
210,700	235,700	366,700
212,400	238,600	368,500
214,100	241,500	370,300
215,700	244,300	372,200
217,400	247,100	373,800
219,100	249,900	375,400
220,800	252,700	377,000
222,600	255,500	378,700
224,400	258,100	380,300
226,200	260,700	381,900
228,000	263,300	383,500
229,900	265,900	385,100
231,600	268,500	386,700
233,300	271,100	388,300
235,000	273,700	389,900



236,700	276,300	391,400
238,400	278,900	392,900
240,100	281,500	394,400
241,800	284,100	395,900
243,300	286,600	397,500
245,000	289,200	398,900
246,700	291,700	400,300
248,400	294,200	401,700
250,000	296,500	403,200
251,500	299,200	404,600
253,000	301,900	406,000
254,500	304,600	407,400
256,100	307,100	408,700
257,600	309,600	410,100
259,100	312,100	411,500
260,500	314,600	412,900

に改める。

別表第2の表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
147,000	190,500
148,500	192,200
150,000	193,900
151,500	195,600
153,100	197,400
154,900	199,100
156,700	200,800
158,500	202,500
160,300	204,300
162,300	206,200
164,300	208,100
166,300	210,000
168,200	211,700

170,400	213,700
172,600	215,700
174,800	217,700
177,100	219,600
179,600	222,300
182,100	225,000
184,600	227,700
187,100	230,500
188,800	233,400
190,500	236,300
192,200	239,200
193,700	242,000
195,400	244,900
197,100	247,800
198,800	250,700
200,300	253,600
202,000	256,300
203,700	259,000
205,400	261,700
207,000	264,400
208,800	267,100
210,600	269,800
212,400	272,500
214,100	275,200
215,900	277,900
217,700	280,600
219,500	283,300
221,400	285,900
223,200	288,600
225,000	291,300
226,800	294,000
228,700	296,500
230,500	299,200
232,300	301,900
234,100	304,600
235,800	307,100

237,600	309,600
239,400	312,100
241,200	314,600
242,900	317,000
244,700	319,200
246,500	321,400
248,300	323,600
250,000	325,900
251,700	328,100
253,400	330,300
255,100	332,500
256,800	334,700
258,500	336,900
260,200	339,100
261,900	341,300

を「

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
148,800	192,800
150,300	194,500
151,800	196,200
153,300	197,900
154,900	199,700
156,800	201,400
158,600	203,100
160,400	204,800
162,200	206,600
164,300	208,500
166,300	210,400
168,300	212,300
170,300	214,000
172,500	216,000
174,700	218,000
176,900	220,000

179,200	221,900
181,800	224,600
184,300	227,300
186,800	230,000
189,300	232,800
191,000	235,700
192,700	238,600
194,400	241,500
195,900	244,300
197,600	247,100
199,300	249,900
201,000	252,700
202,500	255,500
204,200	258,100
205,900	260,700
207,600	263,300
209,200	265,900
211,000	268,500
212,800	271,100
214,600	273,700
216,300	276,300
218,100	278,900
219,900	281,500
221,700	284,100
223,600	286,600
225,400	289,200
227,200	291,700
229,000	294,200
230,900	296,500
232,600	299,200
234,300	301,900
236,000	304,600
237,600	307,100
239,300	309,600
241,000	312,100
242,700	314,600

244,300	317,000
246,000	319,200
247,700	321,400
249,400	323,600
251,000	325,900
252,600	328,100
254,200	330,300
255,800	332,500
257,400	334,700
259,000	336,900
260,600	339,100
262,100	341,300

に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の3の次に1条を加える改正規定及び附則第7項の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第3項、第14条第3項、別表第1及び別表第2の規定は、平成19年4月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。  
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 前3項に定めるもののほか、この条例(附則第1項ただし書に規定する規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(事務処理の特例に関する経過措置)

7 この条例(第27条の3の次に1条を加える改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第27条の4に規定する住居手当及び通勤手当の支給等に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって教育委員会規則で定めるものに係る人事委員会規則の規定により県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該人事委員会規則の規定により県教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項後段の規定により同日以後においては各市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該人事委員会規則の適用については、当該市町村の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第91号**

**高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例**

高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

**第3条の2** 高等学校に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するものは、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

- 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき3,960円
- 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき1,740円
- 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき330円

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校の定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。)に在学し、引き続き在学する者で、県立高等学校の全日制の課程の単位制による課程において一部の科目を併せて履修するものに係る受講料の額については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例(次項において「新条例」という。)第3条の2第1号及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成19年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者にあつては、新条例第3条の2第1号中「3,960円」とあるのは「3,840円」と、同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,680円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「320円」とする。ただし、平成5年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,000円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「200円」と、平成8年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き

続き在学するときは同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,000円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「230円」と、平成10年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,380円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「270円」と、平成13年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,440円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「280円」と、平成16年3月31日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学するときは同条第2号中「1,740円」とあるのは「1,500円」と、同条第3号中「330円」とあるのは「290円」とする。



警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第92号**

**警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第10条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（」に、「ない場合にあっては）」を「ない場合にあっては、」に改める。

第11条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

別表第1中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500

176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400
185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000
192,500	210,700	234,100	273,000
195,000	212,400	235,900	274,900
196,800	214,200	237,400	277,000
198,600	216,000	238,900	279,100
200,400	217,800	240,400	281,200
202,300	219,500	241,900	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300
205,900	222,900	245,300	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500
227,000	242,700	264,300	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800
237,800	253,800	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500

241,800	258,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100
249,700	266,500	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200
260,000	278,400	302,200	350,900
261,500	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000

を「

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100
181,100	201,800	225,500	263,700

183,200	203,600	227,400	265,300
185,300	205,400	229,300	266,800
187,500	207,300	231,000	268,300
189,900	209,200	232,800	270,200
192,300	211,100	234,600	272,100
194,700	213,000	236,400	274,000
197,200	214,700	238,200	275,700
199,000	216,500	239,700	277,600
200,800	218,300	241,200	279,500
202,600	220,100	242,700	281,400
204,500	221,800	244,200	283,100
206,300	223,500	245,800	285,300
208,100	225,200	247,400	287,500
209,900	226,900	249,000	289,700
211,800	228,500	250,400	292,000
213,600	230,300	251,800	294,000
215,400	232,100	253,300	296,000
217,200	233,900	254,800	298,000
218,900	235,500	256,200	299,900
220,600	237,100	257,700	301,800
222,300	238,700	259,200	303,700
224,000	240,300	260,700	305,600
225,600	241,800	262,100	307,600
227,400	243,300	263,600	309,500
229,200	244,800	265,100	311,400
231,000	246,300	266,600	313,300
232,600	247,800	268,000	315,200
234,100	249,200	269,700	317,100
235,600	250,700	271,400	319,000
237,100	252,200	273,000	320,900
238,600	253,600	274,500	322,800
239,900	255,100	276,200	324,700
241,200	256,600	277,900	326,600
242,500	258,100	279,600	328,500
243,600	259,500	281,400	330,300
245,000	261,000	283,100	332,000

246,500	262,500	284,800	333,700
248,000	264,000	286,500	335,400
249,400	265,300	288,200	337,100
250,900	267,000	290,000	338,900
252,400	268,700	291,800	340,700
253,900	270,300	293,600	342,500
255,300	271,700	295,200	344,100
256,600	273,400	297,000	345,800
257,900	275,100	298,800	347,500
259,200	276,800	300,600	349,200
260,500	278,400	302,200	350,900
261,900	280,000	304,000	352,600
263,300	281,600	305,800	354,300
264,700	283,200	307,600	356,000

に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項、第11条第3項及び別表第1の規定は、平成19年4月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。  
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。